

令和4年第11回農業委員会議事録

令和4年11月25日

下妻市農業委員会

令和4年第11回下妻市農業委員会会議録

1. 日 時 令和4年11月25日（金） 午後1時30分

2. 場 所 下妻市役所 第2庁舎 大会議室

3. 議 案

第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分について

第3号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

第4号 農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請に対する処分について

第5号 農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する処分について

第6号 農地の買受適格証明（3条）の交付決定について

第7号 農地改良協議に対する同意について

4. 報 告

第1号 農地法第30条第1項の規定による利用状況調査（農地パトロール）に係る結果について

第2号 農地法第32条の規定による利用意向調査に係る結果について

第3号 農地パトロールの結果に基づく非農地判断について

第4号 制限除外の農地の移動届出について

第5号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

第6号 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について

出席委員次の通り

| | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 京空 克芳 | 2番 柴崎 尚 | 3番 白井 安男 |
| 4番 杉田 恒夫 | 5番 飯村 昇 | 6番 篠崎 宏之 |
| 7番 中島喜美夫 | 8番 小島 博幸 | 9番 栗島 喜好 |
| 10番 齋藤 孝夫 | 11番 栗原 三郎 | 12番 飯岡 勝美 |
| 13番 塚田 好克 | 15番 野村 操 | 16番 稲川 広美 |
| 17番 木村 一巳 | 18番 森 楨雄 | 19番 中山 基 |

欠席委員次の通り

14番 程塚 裕行

出席職員次の通り

局長 塚越 剛 局長補佐 海老澤 尚子 係長 渡辺 広行 主事 堤 大輔

（午後1時30分 開会）

議長（会長 中山基君）

ただいまから、令和4年第11回下妻市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は、18名であります。欠席の届出は14番 程塚裕行君であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

なお、本日の議事録署名委員は3番 白井安男君、4番 杉田恒夫君の両名を指名いたします。議事に入る前に、議案書の訂正がありますので説明願います。局長。

事務局長（塚越剛君）

議案書の訂正について、ご説明申し上げます。

議案書は1ページをお開き願います。

議案第1号、処理番号3号の担当委員につきまして、程塚委員の欠席に伴い、栗島委員による代理報告とさせていただきますので、訂正をお願いいたします。

以上でございます。

議長（会長 中山基君）

以上で、議案書訂正の説明を終わります。

それでは、議事に入ります。

はじめに、議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について、を議題といたします。

本案のうち、処理番号2号につきましては、柴崎委員が関係する案件でありますので、一時退席をお願いいたします。

（柴崎尚委員：退席）

議長（会長 中山基君）

はじめに、処理番号2号について、提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（塚越剛君）

議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請につきましては、今回、9件の申請であります。

はじめに、処理番号2号についてご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

処理番号2号、申請地、村岡地内、田、984㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。以上でございます。

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。次に担当委員の調査について、報告願います。

(議案第1号)

処理番号2号：中島委員（代理報告）

議案第1号 処理番号2号について報告いたします。申請地は、筑波サーキットから北へ約800mにあり、水稻の収穫あとできれいに耕起されてきました。11月21日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には当日会って確認し、譲渡人には電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

議長（会長 中山基君）

調査結果について発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請の通り処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。柴崎委員の退席を解きます。

（柴崎尚委員：再入場・着席）

議長（会長 中山基君）

他の8件について、提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（塚越剛君）

処理番号1号、申請地、宗道地内、2筆、田及び畑、合計1,485㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号3号、申請地、神明地内、畑、1,400㎡、申請理由は、耕作地に隣接する農地の取得で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。公益社団法人 茨城県農林振興公社が今月の報告第5号で取得した農地の売り渡しであります。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

2ページをお開き願います。

処理番号4号、申請地、堀竈地内、畑、1,095㎡、申請理由は、耕作地に隣接する農地の取得で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号5号、申請地、加養、山尻及び谷田部地内、田及び畑、8筆、合計7,288㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号6号、申請地、山尻地内、田、1117㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

3ページをご覧ください。

処理番号7号、申請地、前河原地内、田、1,888㎡、申請理由は、耕作地に隣接する農地の取得で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号8号、申請地、山尻地内、田、4,404㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号9号、申請地、北大宝地内、畑、1576㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。以上でございます。

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

（議案第1号）

処理番号1号：小島委員

議案第1号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、宗道小学校から北東へ約800m圏内にあり、作付け後で耕起されておりました。11月21日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、譲渡人には電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

処理番号3号：栗島委員（代理報告）

議案第1号 処理番号3号について報告いたします。申請地は、騰波ノ江駅から南西へ約800mにあり、休耕でしたが、きれいに管理されておりました。11月20日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

処理番号4号：栗原委員

議案第1号 処理番号4号について報告いたします。申請地は、弘徳保育園から西へ約100mにあり、

休耕でしたが、きれいに管理されていました。 11月20日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、譲渡人には電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号5号：木村委員

議案第1号 処理番号5号について報告いたします。申請地は、JA常総ひかりカントリーエレベーターから南へ約1.2km圏内にあり、収穫後できれいに管理されていました。 11月19日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、譲渡人には電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号6号：木村委員

議案第1号 処理番号6号について報告いたします。申請地は、JA常総ひかりカントリーエレベーターから南西へ約500mにあり、水稻の収穫後できれいに管理されていました。 11月18日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、譲渡人には電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号7号：齋藤委員

議案第1号 処理番号7号について報告いたします。申請地は、ビアスパークしもつまから北西へ約1.2kmにあり、水稻の刈取り後で耕起されていました。11月18日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人、譲渡人共に自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号8号：木村委員

議案第1号 処理番号8号について報告いたします。申請地は、市営柳原球場から西へ約600mにあり、水稻の刈取り後できれいに管理されていました。 11月20日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人、譲渡人共に自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号9号：白井委員

議案第1号 処理番号9号について報告いたします。申請地は、大宝保育園から北東へ約350mにあり、作付けされておらず、雑草が繁茂していました。11月20日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人、譲渡人共に電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

議長（会長 中山基君）

調査結果について発言はありますか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請の通り処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（塚越剛君）

4ページ並びに、参考資料1の1ページをお開き願います。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請につきましては、今回、2件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、下妻地内、田、3筆、合計910㎡、申請理由は、集合住宅の建築でございます。

参考資料1の3ページをお開き願います。

処理番号2号、申請地、江地内、登記、畑、現況、宅地、307㎡の内107.72㎡、平成4年頃より、申請地を農家住宅敷地の一部として、無断転用していたことから始末書添付の上、申請するものであります。

農地区分及び許可方針につきましては、渡辺係長から説明いたさせます。

事務局（渡辺広行君）

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は4ページ、参考資料1は、1ページ、2ページをお開き願います。

処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、用途地域内にある農地であるため、第3種農地と判断され、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確

実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、車道等の乗入口設置のための道路工事施工承認及び、汚水・雑排水処理計画において、下妻市の放流承認が許可済となっております。

参考資料1は、3ページ、4ページをお開き願います。

処理番号2号、立地基準の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、既存敷地の拡張で、拡張の敷地面積が、既存敷地面積の2分の1以下であることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の必要性など、支障のない計画となっております。

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

（議案第2号）

処理番号1号：森委員

議案第2号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、下妻警察署から南東へ約100mにあり、水稻の刈取り後で、きれいに管理されていました。11月21日、地区委員2名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、集合住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

処理番号2号：栗島委員

議案第2号 処理番号2号について報告いたします。申請地は、上妻小学校から北へ約1.7kmにあり、すでに宅地の一部として利用されており、その内容は始末書で確認しました。11月21日、地区委員2名、事務局職員渡辺係長と現地調査を行いました。申請人への確認は、自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、農家住宅の敷地拡張のため、転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

議長（会長 中山基君）

調査結果について発言はありますか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第3号、農地法第5条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（塚越剛君）

5ページ並びに、参考資料1の5ページをお開き願います。

議案第3号、農地法第5条の規定による所有権移転許可申請につきましては、今回、4件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、皆葉地内、畑、5筆、合計7,102㎡、申請理由は、事業拡大を図るため、工場に隣接する申請地に駐車場を設けるものでございます。

参考資料1の7ページをお開き願います。

処理番号2号、申請地、福田地内、畑、499㎡、申請理由は、自己住宅の建築でございます。

参考資料1の9ページをお開き願います。

処理番号3号、申請地、亀崎地内、登記、田、現況、雑種地、2筆、合計364㎡、申請理由は、既存店舗敷地が手狭であるため、平成6年10月頃より資材置場として無断転用されていた申請地に、駐車場を設けるものでございます。

6ページ並びに、参考資料1の11ページをお開き願います。

処理番号4号、申請地、高道祖地内、畑、3,695㎡、申請理由は、既存駐車場の返却に伴い、申請地に車両置場を設けるものでございます。

農地区分及び許可方針につきましては、渡辺係長から説明いたさせます。

事務局（渡辺広行君）

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は5ページ、参考資料1は、5ページ、6ページをお開き願います。

処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、業務上必要であり、かつ、住宅が70m以内に6戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

参考資料1は、7ページ、8ページをお開き願います。

処理番号2号、立地基準の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、住宅であり、かつ、住宅が70m以内に6戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、汚水・雑排水処理計画において、下妻市の放流承認が許可済となっております。

参考資料1は、9ページ、10ページをお開き願います。

処理番号3号、立地基準の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、既存敷地の拡張で、拡張の敷地面積が、既存敷地面積の2分の1以下であることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

議案書は6ページ、参考資料1は、11ページ、12ページをお開き願います。

処理番号4号、立地基準の農地区分につきましては、10ha未満の小規模区域内にある農地であるため、第2種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

（議案第3号）

処理番号1号：中島委員

議案第3号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、筑波サーキットから東へ約400mにあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していました。11月21日、地区委員2名、事務局職員渡辺係長と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人、譲渡人共に電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、駐車場へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

処理番号2号：篠崎委員

議案第3号 処理番号2号について報告いたします。申請地は、JA常総ひかり農機具修理研修センターから東へ約750mにあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していました。11月21日、地区委員3名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人、譲渡人共に電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、自己住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

処理番号3号：飯岡委員

議案第3号 処理番号3号について報告いたします。申請地は、豊加美市民センターから南へ約600mにあり、砂利が敷かれており、その内容は始末書で確認しました。11月21日、地区委員2名、事務局職員渡辺係長と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、駐車場へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

処理番号4号：塚田委員

議案第3号 処理番号4号について報告いたします。申請地は、高道祖小学校から北東へ約900mにあり、芝の作付けがされていました。11月21日、地区委員2名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人、譲渡人共に電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、車両置場へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

議長（会長 中山基君）

調査結果について発言はありますか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請の通り処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第4号、農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（塚越剛君）

7ページ並びに、参考資料1の13ページをお開き願います。

議案第4号、農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請につきましては、今回、3件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、大園木地内、畑、506㎡、申請理由は、東京電力パワーグリッド株式会社発注のしもつま鯨工業団地付近供給管路工事に伴い、申請地に資材置場を設け、一時転用するものでございます。

参考資料1の15ページをお開き願います。

処理番号2号、申請地、大園木地内、畑、268㎡、申請理由は、東京電力パワーグリッド株式会社発注のしもつま鯨工業団地付近供給管路工事に伴い、申請地に資材置場を設け、一時転用するものでございます。

参考資料1の17ページをお開き願います。

処理番号3号、申請地、南原地内、畑、690㎡、申請理由は、事業拡大に伴い、既存敷地が手狭であるため、申請地に車両置場を設けるものでございます。

農地区分及び許可方針につきましては、渡辺係長から説明いたさせます。

事務局（渡辺広行君）

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は7ページ、参考資料1は、13ページ、14ページをお開き願います。

処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、資材置場の設置等、一時的な利用でその必要があることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、一時転用であり、転用期間終了後は農地の状態に戻すことが確実な計画となっております。

参考資料1は、15ページ、16ページをお開き願います。

処理番号2号、立地基準の農地区分につきましては、10ha未満の小規模区域内にある農地であるため、第2種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、一時転用であり、転用期間終了後は農地の状態に戻すことが確実な計画となっております。

参考資料1は、17ページ、18ページをお開き願います。

処理番号3号、立地基準の農地区分につきましては、10ha未満の小規模区域内にある農地であるため、第2種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

（議案第4号）

処理番号1号：杉田委員

議案第4号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、ふるさと交流館リフレこかいから北東へ約400mにあり、休耕でしたが、きれいに管理されていまして。11月21日、地区委員2名、事務局職員渡辺係長と現地調査を行いました。申請人への確認は、賃借人には電話にて行い、また、賃貸人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、資材置場へ一時転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願います。

処理番号2号：杉田委員

議案第4号 処理番号2号について報告いたします。申請地は、ふるさと交流館リフレこかいから南東へ約350mにあり、休耕でしたが、きれいに管理されていまして。11月21日、地区委員2名、事務局職員渡辺係長と現地調査を行いました。申請人への確認は、賃借人、賃貸人共に電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、資材置場へ一時転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願います。

処理番号3号：齋藤委員

議案第4号 処理番号3号について報告いたします。申請地は、砂沼広域公園野球場から西へ約300mにあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。11月21日、地区委員2名、事務局職員渡辺係長と現地調査を行いました。申請人への確認は、賃借人、賃貸人共に現地調査立会の際に行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、車両置場へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

議長（会長 中山基君）

調査結果について発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請の通り処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第5号、農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（塚越剛君）

8ページ並びに、参考資料1の19ページをお開き願います。

議案第5号、農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請につきましては、今回3件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、本宗道地内、畑、499㎡、申請理由は、自己住宅の建築でございます。

参考資料1の21ページをお開き願います。

処理番号2号、申請地、宗道地内、畑、499㎡、申請理由は、自己住宅の建築でございます。

参考資料1の23ページをお開き願います。

処理番号3号、申請地、江地内、登記、畑、現況、宅地、307㎡の内199.28㎡、申請理由は、平成4年頃より住宅敷地の一部として無断転用していた申請地への自己住宅の建築でございます。

農地区分及び許可方針につきましては、渡辺係長から説明いたさせます。

事務局（渡辺広行君）

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は8ページ、参考資料1は、19ページ、20ページをお開き願います。

処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、住宅であり、かつ、住宅が70m以内に6戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

参考資料1は、21ページ、22ページをお開き願います。

処理番号2号、立地基準の農地区分につきましては、鉄道の駅から300m以内にある農地であるため、第3種農地と判断され、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、出入口設置のための法定外公共物工事許可及び、汚水・雑排水処理計画において、下妻市の放流承認が申請済となっております。

参考資料1は、23ページ、24ページをお開き願います。

処理番号3号、立地基準の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、住宅であり、かつ、住宅が70m以内に6戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、汚水・雑排水処理計画において、下妻市の放流承認が申請済となっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

（議案第5号）

処理番号1号：小島委員

議案第5号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、宗道小学校から北東へ約150mにあり、耕起され、きれいに管理されておりました。11月21日、地区委員2名、事務局職員渡辺係長と現地調査を行いました。申請人への確認は、借人には電話にて行い、また、貸人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、自己住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願います。

処理番号2号：小島委員

議案第5号 処理番号2号について報告いたします。申請地は、宗道駅から南東へ約200mにあり、休耕でしたが、きれいに管理されておりました。11月21日、地区委員2名、事務局職員渡辺係長と現地調査を行いました。申請人への確認は、借人には電話にて行い、また、貸人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、自己住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願います。

処理番号3号：栗島委員

議案第5号 処理番号3号について報告いたします。申請地は、上妻小学校から北へ約1.7kmにあり、すでに宅地の一部として利用されており、その内容は始末書で確認しました。11月21日、地区委員2名、事務局職員渡辺係長と現地調査を行いました。申請人への確認は、借人には電話にて行い、また、貸人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、自己住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

議長（会長 中山基君）

調査結果について発言はありますか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議はありますか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第6号、農地の買受適格証明（3条）の交付決定について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（塚越剛君）

9ページをご覧ください。

議案第6号、農地の買受適格証明（3条）の交付決定について、ご説明申し上げます。買受適格証明につきましては、農地の競売・公売に参加するときなどに必要なものであります。今回、1件の願出がありました。関東信越国税局の公売物件であります。

処理番号1号、高道祖地内、畑、967㎡、農業経営規模拡大のため公売に参加したく願出されたものであり、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない内容であると考えられます。以上でございます。

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。次に担当委員の調査について、報告願います。

（議案第6号）

処理番号1号：塚田委員

議案第6号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、高道祖市民センターから北西へ約700mにあり、半分は野菜の作付けがあり、半分は休耕で雑草が繁茂していました。11月18日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。願出人への確認は、電話にて行い、願出事由のとおりであることを確認しました。願出書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願ひします。

議長（会長 中山基君）

報告を終ります。発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、証明書を交付することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第7号、農地改良協議に対する同意について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（塚越剛君）

10ページをお開き願ひします。

議案第7号、農地改良協議に対する同意につきましては、今回、4件の協議であります。ご説明を申し上げます。

処理番号1号、協議地、横根地内、田、918㎡、田畑転換のため、平均50cm程度の盛土を行い、畑として利用したく協議書が提出されたものであります。

処理番号2号、協議地、前河原地内、田、2,504㎡の内1,400㎡、田畑転換のため、平均50cm程度の盛土を行い、畑として利用したく協議書が提出されたものであります。

処理番号3号、協議地、前河原地内、田、1,636㎡の内1,500㎡、田畑転換のため、平均50cm程度の盛土を行い、畑として利用したく協議書が提出されたものであります。

処理番号4号、協議地、前河原地内、田、1,604㎡の内110㎡、平成30年8月頃に田畑転換のための盛土を行い、畑として利用したため、始末書添付の上、協議書が提出されたものであります。以上でございます。

議長（会長 中山基君）

説明を終ります。次に担当委員の調査について、順次報告願ひします。

(議案第7号)

処理番号1号：白井委員

議案第7号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、東部中学校から東へ約800mにあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。11月21日、地区委員3名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。また、盛土する土につきまして、同日11月21日、発生元の北大宝地内の現地調査を行い、土は赤土であることを確認しました。申請人への確認は、自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。協議書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、盛土し、野菜を作付けする計画であることから、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号2号：齋藤委員

議案第7号 処理番号2号について報告いたします。申請地は、ビアスパークしもつまから北へ約450mにあり、遊休農地になり雑草が繁茂していました。11月21日、地区委員2名、事務局職員渡辺係長と現地調査を行いました。また、盛土する土につきまして、同日11月21日、発生元の前河原地内の現地調査を行い、土は良好であることを確認しました。申請人への確認は、自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。協議書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、盛土し、柿を作付けする計画であることから、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号3号：齋藤委員

議案第7号 処理番号3号について報告いたします。申請地は、ビアスパークしもつまから北へ約350mにあり、遊休農地になり草木が繁茂していました。11月21日、地区委員2名、事務局職員渡辺係長と現地調査を行いました。また、盛土する土につきまして、同日11月21日、発生元の前河原地内の現地調査を行い、土は良好であることを確認しました。申請人への確認は、自宅訪問及び電話でも連絡がつかず、事務局に連絡し、本人に申請事由のとおりであることを確認していただきました。協議書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、盛土し、柿を作付けする計画であることから、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号4号：齋藤委員

議案第7号 処理番号4号について報告いたします。申請地は、ビアスパークしもつまから北へ約400mにあり、すでに盛土されており、その内容は始末書で確認しました。11月21日、地区委員2名、事務局職員渡辺係長と現地調査を行いました。また、盛土する土につきまして、同日11月21日、発生元の前河原地内の現地調査を行い、土は良好であることを確認しました。申請人への確認は、自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。協議書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、盛土し、柿を作付けする計画であることから、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

議長（会長 中山基君）

報告を終わります。発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、原案のとおり同意することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。

ここで、暫時休憩といたします。再開は午後2時40分といたします。

（農地利用最適化推進委員 入室・着席）

議長（会長 中山基君）

それでは、休憩前に戻り会議を始めます。

ここからは、農地利用最適化推進委員の皆さまにも参加いただいております。

それでは報告第1号、農地法第30条第1項の規定による利用状況調査に係る結果について、報告願います。局長。

事務局長（塚越剛君）

別紙、青色の冊子の報告第1号をご覧ください。

報告第1号、農地法第30条第1項の規定による利用状況調査（農地パトロール）に係る結果につきましては、遊休農地の実態把握と発生防止・解消を目的に、去る6月から8月にかけて農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆さまに調査いただきました結果をご報告するものでございます。

内容につきましては、堤主事から説明いたさせます。

事務局（堤大輔君）

報告第1号、農地法第30条第1項の規定による利用状況調査に係る結果についてご説明申し上げます。利用状況調査は市内を9地区に分け、本年6月から8月にかけて委員のみなさまに調査を行っていただきました。暑い時期の調査、大変お疲れ様でした。

報告第1号の1ページをお開き願います。全体の筆数、面積のみ申し上げます。1番下の、合計欄をご覧ください。

はじめに、1. A分類・1号、再生利用を目指す農地は、田畑合計362筆、335,806㎡でございます。続きまして、2. A分類・2号、必要な管理が行われていない低利用の農地は、田畑合計126筆、84,306

㎡でございます。最後に、3. B分類、山林などの状態で再生利用が困難と見込まれる農地は、田畑合計29筆、20,560㎡でございます。令和4年度遊休農地の面積は、田畑合計517筆、440,672㎡となります。

以上で、報告第1号のご説明を終了いたします。

議長（会長 中山基君）

これは報告事項でございますが、遊休農地に関することですので、皆さんから何かございましたらご発言願います。最適化推進委員の皆さんもご意見があればよろしくお願いいたします。

齋藤委員

遊休農地に関することということで、昨年、一昨年に比べて、遊休農地が増えているかなと思うのですが、そのような中で、下妻市の議会において、ビアスパーク周辺の遊休農地について、一般質問がありまして、それに対しての事務局の対応についてお話を共有した方がいいかと思うので、事務局の方から話していただければと思います。それが一つと、そのビアスパーク周辺の遊休農地の大部分が、私の持ち区なんですよ、事務局とか、県とか、今相談などやっていますが、そういった進捗状況も多少ありますので、その旨事務局の方からお話いただければありがたいです。

事務局長（塚越剛君）

事務局からお答えいたします。この前の9月議会の一般質問の中で遊休農地についてございました。その場所がビアスパーク周辺ということで、市の取組としては、どのようなことができるかということがありましたので、農業委員会と農政課の方での対応となりますので、それぞれお答えします。概要としましては、まず、農業委員会としては、貸したい農地と借りたい人とのマッチングを進めていく点と、農政課としては、ハード面で、ビアスパーク周辺は地盤が悪く軟弱地盤ということで、耕作するにもしにくいということがありますので、その改善につきましては、地域の声を聴いて、県の事業等を利用しながら土地改良などをやっていく方法があるということを説明させていただいたところでございます。

事務局（渡辺広行君）

続きまして、私の方からビアスパークの西と東ですね、約10ヘクタールの遊休農地がございます。地域住民の方や、そこを耕作や農地転用したいなどの相談が寄せられていることの進捗と言いますか、状況の説明を少しさせていただきます。まずビアスパーク周辺は、平成27年の東北豪雨災害で堤防から越水し、その被害で今まで田んぼを作っていたところが作れなくなり、7年間ぐらい経って遊休化しております。草丈も2、3メートルぐらい、その10ヘクタールの農地に生えているような状況でございます。一つは、そこは農振農用地でありまして、仮に除外できたとしても第1種農地でございますので、転用するにあたりましては、例えば資材置場、駐車場、自己住宅など不許可の例外規定に該当しなければできませんし、また太陽光発電などは、第1種農地では野立ての平置き太陽光発電はできません。状況としましては、一つは使われていない農地なので、活用したい、転用したいというようなご相談もございますが、主に太陽光発電などで、相談が持ちかけられます。ただ、平置きはできませんので、皆さんご存知かと思いますが、下を農地で作って上を2メー

トルから3メートルくらい支柱を立てて、太陽光にするソーラーシェアリングならできますので、それはできますというような回答をしています。それをやりたいという方もいらっしゃいます。また一方で、今の状態ですと農地では使えませんので、県の事業を使って耕地整備等の補助事業ができないかというような地域住民の方の声も聴いております。市の方でどちらを取るということもないですけれども、地域住民の話合いに農業委員会事務局として参加したり、また、窓口の方で太陽光等転用などの相談があった場合には、できるもの、できないものを回答しているような状況でございます。すみません。答えになっているか分かりませんが、よろしくお願いします。

議長（会長 中山基君）

はい。遊休農地問題に関しましては、農業委員、推進委員が一同になって、今後もずっと活動を続けていかなければなりませんので、もしご意見がありましたら、今後の対策として参考にしたいと思っておりますので、ご意見がある方はご発言願います。

ございませんか。

（発言なし）

議長（会長 中山基君）

それでは、報告事項ということで、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、報告第2号、農地法第32条の規定による利用意向調査に係る結果について報告願います。局長。

事務局長（塚越剛君）

別紙の報告第2号をご覧ください

報告第2号、農地法第32条の規定による利用意向調査に係る結果につきましては、報告第1号でありました利用状況調査の結果、A分類と判断された農地について農地法第32条第1項の規定に基づき利用の意向について調査を行った結果をご報告するものでございます。

内容につきましては、堤主事から説明いたさせます。

事務局（堤大輔君）

報告第2号、農地法第32条の規定による利用意向調査に係る結果についてご説明申し上げます。

利用意向調査は、農地パトロールの結果、現地がA分類・1号及びA分類・2号と判断された農地の所有者等に、当該農地の今後の利用意向について、本年10月の一か月で調査を行ったものです。

報告第2号の1ページをお開き願います。利用意向調査の集計結果についてご説明いたします。表の見方でございますが、一番左から地区名、利用意向調査の対象農地の筆数及び面積、回答の内訳、一番右が所有者から回答があった農地の筆数及び面積となっております。本調査における全地区の集計といたしまして、全488筆、420,112㎡の送付に対し、合計235筆、203,913㎡の回答がございました。全体の回答率は48.2%となっております。

なお、本調査において回答がありました各筆の個別結果につきましては、次ページ、2ページから18ページまで、地区ごとに掲載しておりますので、後ほどご確認ください。

19ページをお開き願います。利用意向調査後の流れについてご説明いたします。

利用意向調査後、作付再開や耕起等の保全管理がなされた場合、「(1) 遊休化が解消された農地」とし、通常の農地と同じ取り扱いとなります。それに対し、現地に変化が見られない場合は、「(2) 継続して確認が必要な農地」として、次年度においても利用状況調査の対象となります。また、「貸付を希望する」と回答のあった農地につきましては、所有者に対し、「貸付希望農地制度」の案内を発送し、制度への申込みがあった農地につきましては、次年度4月より「貸付希望農地」として追加し、耕作者を募集いたします。「貸付希望農地」として掲載後も次年度調査までに借受けの申出がなく、保全管理も行われない農地につきましては、遊休化が解消されない農地となりますので、変化が見られない場合と同じく、「(2) 継続して確認が必要な農地」として、次年度においても利用状況調査の対象とします。「貸付希望農地」として掲載後、借り手や買い手が見つかり、作付けや保全管理が見込まれる農地につきましては、「(3) 遊休化が解消された、または解消が見込まれる農地」となります。貸付希望農地制度につきましては、貸借のみに限定させていただいておりますが、意向調査では、売却を希望する方もいらっしゃいます。そのような相談にも可能な限り対応したいと考えておりますので、委員の皆さまには、今後、購入希望者とのマッチングなどにご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で、報告第2号のご説明を終了いたします。

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。こちらも報告事項ではありますが、皆さんから何かございましたらご発言願います。

（発言なし）

議長（会長 中山基君）

それでは報告事項ということで、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、報告第3号、農地パトロールの結果に基づく非農地判断について報告願います。局長。

事務局長（塚越剛君）

別紙の報告第3号をご覧ください。

報告第3号、農地パトロールの結果に基づく非農地判断につきましては、報告第1号の利用状況調査の結果、既に山林、原野の様相を呈するなど、農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地について、農地法の運用に基づき、農業委員会において非農地判断を行い、その結果をご報告するものでございます。

内容につきましては、堤主事からご説明いたさせます。

事務局（堤大輔君）

報告第3号、農地パトロールの結果に基づく非農地判断について、ご説明申し上げます。

報告第3号の1ページをお開き願います。非農地判断の対象となる農地は、農地パトロールの結果、現地在山林・原野となっている、または、農地としての復元・利用が見込まれない、「再生利用が困

難な農地（B分類）」と判断された土地でございます。その中で、事務局による現地の再確認及び土地改良区受益地などの確認により、非農地とできないものにつきましては、対象から除外させていただきます。

2ページをお開き願います。令和4年度非農地判断する土地につきましては、2ページから3ページに記載のとおり、合計27筆、22,419㎡でございます。別紙、黄色の冊子の参考資料2として、対象地の地図及び現地写真を添付しておりますので、後ほどご確認ください。

4ページをお開き願います。非農地判断後の手続きについてご説明いたします。非農地判断された土地につきましては、(1)土地所有者及び法務局、茨城県、下妻市の関係部署に対象地が非農地となった旨の通知を行います。(2)農地台帳を整理、現況地目を山林・原野とし、今後は非農地として取り扱うこととします。(3)地目変更登記でございますが、地目変更登記につきましては、原則、所有者が行うこととなっております。しかしながら、非農地通知を受けた所有者が地目変更を行っていない事例が、全国で多数みられています。地方税法において、地目変更を市町村長が職権で申出ることが可能とされており、令和3年4月1日付で国からも、農業委員会は市町村の課税部局及び法務局と協議の上、積極的に当該制度を活用することが望ましいと通知しています。下妻市におきましては、今年度より関係機関と協議し、年が明けて令和5年3月までに市長による職権での地目変更登記の申出を行うこととなっております。

以上で、報告第3号のご説明を終了いたします。

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。こちら報告事項ではありますが、皆さんから何かございましたらご発言願います。

宮山委員

1ページにあります「農地利用最適化推進委員、農業委員が3人以上で農地パトロールを実施し、その結果、再生利用が困難な農地（B判定）と判断される」と書いてあるのですが、今まで3人でやって合議性で判断するというような形でやったのか、それとも、この必要性はあるのかどうかということが聴きたいのですが、いかがですか。

事務局（渡辺広行君）

宮山委員のご質疑にお答えいたします。国から示されている調査の基準はここに書いてありますとおり、農地利用最適化推進委員、農業委員合わせて3名で現地の方を見て非農地を判断しなさいとなっておりますが、ただ3名で行えない場合には、黄色い冊子でお示ししておりますとおり、写真とかを他の2人以上の方に見ていただいて判断しても良いとなっております、下妻市は平成29年度から非農地判断をしておりますが、基本的には委員1人で見ていただいて、それをこの総会の場で写真で全委員に見ていただいての判断をしているところでございます。以上です。

議長（会長 中山基君）

他にございますか。

(発言なし)

議長（会長 中山基君）

それでは報告事項ということで、ご承認のほどよろしく願いいたします。

続いて、報告第4号、制限除外の農地の移動届出についてご報告願います。局長。

事務局長（塚越剛君）

議案書の12ページをお開き願います。

報告第4号、制限除外の農地の移動届出につきましては、今回、2件の届出であります。ご報告申し上げます。

届出番号1号、届出地、小島地内、登記、山林、現況、畑、208㎡、下水道工事に伴う仮設ヤードとして一時転用したく届出されたものであります。去る10月21日、届け出があり、内容を審査した結果、適法でありますので、届出を受理したことをご報告申し上げます。

届出番号2号、届出地、横根地内、畑、529㎡の内197.06㎡、農業用倉庫として転用したく届出されたものであります。去る10月27日、届け出があり、内容を審査した結果、適法でありますので、届出を受理したことをご報告申し上げます。以上でございます。

議長（会長 中山基君）

これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願いいたします。

続いて、報告第5号、農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について、報告願います。局長。

事務局長（塚越剛君）

13ページをご覧ください。

報告第5号、農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出につきましては、今回3件の届出でございます。ご説明申し上げます。

届出番号1号、届出地、神明地内、畑、1,400㎡、公益社団法人 茨城県農林振興公社が農地中間管理機構の特例事業の用に資するため取得するもので、去る、10月19日届出があり、内容を審査した結果、適法でありましたので、受理通知書を交付したことをご報告申し上げます。

届出番号2号、届出地、下宮地内、田、904㎡

届出番号3号、届出地、鎌庭地内、田、1,184㎡

届出番号2号及び3号の内容につきましては、同様の目的で、去る11月1日届出があり、内容を審査した結果、適法でありましたので、受理通知書を交付したことをご報告申し上げます。以上でございます。

議長（会長 中山基君）

これも報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願いいたします。

続いて、報告第6号、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について、報告願います。局長。

事務局長(塚越剛君)

14ページをお開き願います。

報告第6号、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について、ご報告申し上げます。農地法第18条第6項の規定による合意の解約が議案書に記載の通り、14ページから19ページまで、28件ございました。全件、添付書類も含めて完備されており、受理いたしましたので、ご報告を申し上げます。以上でございます。

議長(会長 中山基君)

これも報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

以上で本日の案件は、すべて終了いたしました。

慎重なるご審議ありがとうございました。

以上を持ちまして、令和4年第11回下妻市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後3時05分 閉会)

議 長 中山 基

署名委員 白井 安男

署名委員 杉田 恒夫
